平成2９年２月2１日

**熊本地震に関する一部負担金等の支払猶予に係る取扱期間延長について**

アイシン健康保険組合

このたびの熊本県を中心とする地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　さて、先般　地震により甚大な被害を受けられた組合員の方を対象に、医療機関で受診した際の一部負担金等の取扱いについて、平成2９年２月まで支払猶予する旨のご案内をしましたが、現在の被災地の状況を鑑み、この取扱いについては平成2９年３月以降も引き続き、下記の通り取扱うこととしますので、お知らせします。

記

【一部負担金等の支払を猶予する期間】

　平成29年９月末診療分まで期間を延長します。

【平成2９年３月以降の取扱いについて】

1. 一部負担金等支払猶予の対象となる被保険者及び被扶養者（以下、「猶予対象被保険者等」という。）は、平成28年10月以降における保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書（以下、「猶予証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出していただく取扱いとする。（保険薬局の場合にあっては、処方箋に猶予証明書を添えるものとする。）
2. 猶予対象被保険者等は、あらかじめアイシン健康保険組合に申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。
3. 現在、「猶予証明書」を持っている方で、継続を希望される方は、再度申請が必要となりますので、

アイシン健康保険組合までお申し出ください。

【お問合せ先】

　該当する方で、不明な点等がある場合は、アイシン健康保険組合へお問い合わせください。

　＜お問合せ先＞アイシン健康保険組合　給付チーム　　TEL（0566）77-8021

以上

平成28年5月2６日

ご参考

**熊本地震に関する一部負担金等の取扱いについて**

アイシン健康保険組合

このたびの熊本県を中心とする地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　アイシン健康保険組合では、地震により甚大な被害を受けられた組合員の方を対象に、医療機関で受診した際の一部負担金等の支払いについて、以下の通り一定期間猶予の対応をしますので、お知らせします。

【適用対象となる方】

次の**（１）及び（２）のいずれにも該当**する方が対象者です。

1. 平成28年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律代118号）の適用市町村（[内閣府ホームページ](http://www.bousai.go.jp/index.html)）に住所を有する（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方を含む。）組合員
2. 医療機関の窓口において、平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした組合員
   1. 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
   2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
   3. 主たる生計維持者の行方が不明である旨

【対応】

1. 医療機関での受診
   1. 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください。
   2. 当日の窓口負担額（自己負担額）はゼロとなりますが、その分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です。
2. 保険証を紛失した場合
   1. アイシン健保の組合員である旨と氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所（会社名）を医療機関に伝えてください。
   2. 併せて、健保組合へ保険証の再発行申請を行ってください。
3. 任意継続保険料の納付

　　被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申し出てください。

【取扱いの期間】

　平成28年7月までの診療分及び調剤分の一部負担金等

　　尚、入院時の食費などはお支払いいただく必要があります。

【お願い】

　該当する方で、不明な点等がある場合は、アイシン健康保険組合へお問い合わせください。

　＜お問合せ先＞アイシン健康保険組合　給付チーム　　TEL（0566）77-8021

以上